

お知らせ

臨時福祉給付金（経済対策分）

申請書が届いた方は、7月20日(木)までに郵送で申請してください。
臨時福祉給付金専用ダイヤル
☎0120-850-226

固定資産税の縦覧・閲覧

◆平成29年度固定資産税の縦覧
土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿で市内の土地・家屋の価格を自分のものと比較できます。
4月3日(月)～5月31日(水)
場市役所2階資産税課

◆納税者（本人）▼同居の親族委任状（法人の場合は代表者印を押印）を持参の代理人
持本人確認書類（運転免許証・パスポート・健康保険証・マイナンバーカードなど）

◆固定資産課税台帳の閲覧
平成29年度の本人資産の価格などが閲覧できます。
平成29年4月3日(月)～30年3月30日(金)
場市役所2階資産税課

◆納税義務者（本人）▼同居の親族
場市役所2階資産税課
☎2998-9073

夜間納税・相談窓口

◆開設日時
4月3日(月)・28日(金)、5月1日(月)
午後5時15分～8時

4月3日(月)から新たな納税方法「ペイジー納付」がスタート！
詳細は市庁（Qペイジー納付）をご覧ください。

場市役所2階収税課 ☎2998-9073

族▼委任状（法人の場合は代表者印を押印）を持参の代理人▼借地人・借家人▼売買・相続で1月1日以降に所有者になった方など
貸付対象者と確認できるもの（賃貸借契約書、登記事項証明書など）、本人確認書類（運転免許証・パスポート・健康保険証・マイナンバーカードなど）

粗大ごみの受付センターを開設
東西クリーンセンターで行っていた粗大ごみ収集の受け付けを、4月2日(日)から一本化します。
あらかじめ大きき（高さ・幅・奥行き）を測定し、収集希望日の2週間程度前にお申し込みください。
粗大ごみ受付センター ☎29951-1153に電話（祝日除く火曜午前8時30分～午後5時15分）

申し込み時に案内
自己搬入は従来どおり東西クリーンセンターで受け付けます（事前連絡不要）。



MO・MD・フロッピーディスクは破砕ごみ類で回収します
4月1日(日)から、市役所・まちづくりセンターに設置しているCD・DVD・ビデオテープ等回収ボックスでの回収を終了します。4月1日以降、同ボックスで回収できる品目は次のとおりです。



CD/DVD
ブルーレイディスク
ビデオテープ
ビデオカメラ
ビデオカメラ
リサイクルふれあい館
☎2994-5374

重度心身障害福祉手当・障害児福祉手当・特別障害者手当

対象	手当月額
▶身体障害者手帳1級程度▶療育手帳▶障害程度が障害児福祉手当の支給要件に該当（精神障害者含む）	11,500円（65歳以上の新規申請者は6,500円）
▶身体障害者手帳2級程度▶療育手帳A・B	9,000円（65歳以上の新規申請者は4,000円）
精神保健福祉手帳1・2級	5,000円（65歳以上の新規申請者は対象外）

留意事項 ▼施設入所者、住民税が課税されている方、特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の受給者は対象外▼重度の肢体不自由および知的障害があり、人工呼吸管理などの医療的ケアが必要な超重症心身障害児の方は、手当月額5千円を障害児福祉手当と併せて受給可

◆障害児福祉手当
次のいずれかの障害がある20歳未満の方
▼身体障害者手帳1・2級の一部
▼療育手帳④の一部▼精神障害者保健福祉手帳1級で常時介護が必要▼重度の内部障害、血液疾患などで日常生活が極度に制限される状態
◎施設入所者、障害が支給事由の年金受給者、対象者・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある場合は対象外です。

◆特別障害者手当
次のいずれかの障害があり、常時特別な介護が必要な20歳以上の方
▼身体障害者手帳2級以上の障害を重複▼肢体不自由に関する障害の一つが身体障害者手帳1級▼療育手帳④▼精神障害者保健福祉手帳1級

◆ひとり親家庭等医療費助成制度
ひとり親家庭等医療費助成制度
次のいずれかに該当する18歳までの児童と、その児童を養育している父母など
▼父母が離婚▼父または母が死亡▼父または母に一定の障害がある▼その他の理由で父または母がいない

◆児童扶養手当
次のいずれかに該当する18歳までの児童を養育している父母など
▼父母が離婚▼父または母が死亡▼父または母に一定の障害がある▼その他の理由で父または母がいない
手当月額 ▼児童が1人：最大42,000円

◆特別児童扶養手当
次のいずれかに該当する20歳未満の子どもの養育している父母など
①おおむね身体障害者手帳1～3級、4級の一部または、重度の内科的疾患がある②療育手帳④、A、B③精神疾患、血液疾患などで①または②と同程度の障害



◆重度心身障害児等医療費助成制度
次のいずれかに該当する方
▼身体障害者手帳1～3級▼療育手帳④、A、B▼精神障害者保健福祉手帳1級▼一定の障害があり、埼玉後期高齢者医療広域連合の認定を受けた
一定の障害 ▼身体障害者手帳4級の一部（音声または言語機能障害、下肢機能の著しい障害）▼精神障害者保健福祉手帳2級▼障害基礎年金1・2級
◎65歳以上で新たに重度障害者となった方は、助成対象外です。
場市役所1階障害福祉課
☎2998-9116に直接
なる場合あり

◆ひとり親家庭等医療費助成制度
ひとり親家庭等医療費助成制度
次のいずれかに該当する18歳までの児童と、その児童を養育している父母など
▼父母が離婚▼父または母が死亡▼父または母に一定の障害がある▼その他の理由で父または母がいない

◆児童扶養手当
次のいずれかに該当する18歳までの児童を養育している父母など
▼父母が離婚▼父または母が死亡▼父または母に一定の障害がある▼その他の理由で父または母がいない
手当月額 ▼児童が1人：最大42,000円

◆特別児童扶養手当
次のいずれかに該当する20歳未満の子どもの養育している父母など
①おおむね身体障害者手帳1～3級、4級の一部または、重度の内科的疾患がある②療育手帳④、A、B③精神疾患、血液疾患などで①または②と同程度の障害

◆特別児童扶養手当
次のいずれかに該当する20歳未満の子どもの養育している父母など
①おおむね身体障害者手帳1～3級、4級の一部または、重度の内科的疾患がある②療育手帳④、A、B③精神疾患、血液疾患などで①または②と同程度の障害

◆特別児童扶養手当
次のいずれかに該当する20歳未満の子どもの養育している父母など
①おおむね身体障害者手帳1～3級、4級の一部または、重度の内科的疾患がある②療育手帳④、A、B③精神疾患、血液疾患などで①または②と同程度の障害

◆特別児童扶養手当
次のいずれかに該当する20歳未満の子どもの養育している父母など
①おおむね身体障害者手帳1～3級、4級の一部または、重度の内科的疾患がある②療育手帳④、A、B③精神疾患、血液疾患などで①または②と同程度の障害

国民健康保険課 ☎2998-9131

国保の届け出は14日以内!

国民健康保険の資格は、今まで加入していた健康保険の資格がなくなった日、または所沢市に転入した日から発生します。保険税も資格を取得した月から課税されます。

	届け出が必要な場合
加入	① 所沢市に転入した▶子どもが生まれた
	② 職場・任意継続の健康保険を喪失した▶扶養家族でなくなった
喪失	③ 他市区町村へ転出する▶家族で国民健康保険加入者が死亡した
	④ 職場の健康保険に加入する▶扶養家族になった
その他	⑤ 国民健康保険証を紛失した・汚した
	⑥ 市内で転居した▶世帯主の変更、世帯分離などがあった
	⑦ 就学のため他の市区町村に転出する
届け出先	▶市役所1階国民健康保険課▶まちづくりセンター（並木除く/⑦は不可）

必要な持ち物

- ▶印鑑
- ▶窓口に行く方、届け出が必要な方全員分のマイナンバーが分かるもの
- ▶国民健康保険証（右表①②⑤除く）
- ▶窓口に行く方の官公署発行の身分証明書

◆追加で必要な持ち物（右表参照）
②健康保険資格喪失証明書または退職証明書や離職票④職場の保険証⑦在学証明書
◎運転免許証やパスポートなどの顔写真付き身分証明書がある場合は、保険証を即日交付できます。ない場合は、簡易書留郵便で郵送します。

手当月額 ▼1級：51,450円
▼2級：34,270円
▼3級：34,270円
▼4級：34,270円
▼5級：34,270円
▼6級：34,270円
▼7級：34,270円
▼8級：34,270円
▼9級：34,270円
▼10級：34,270円

◎4月分から手当月額を変更します。
留意事項 ▼申請者やその配偶者、生計が同じ直系親族、兄弟姉妹の所得制限あり▼子どもが公的年金を受給している場合、施設入所している場合は対象外
場市役所2階福祉課 ☎2998-9223
ご希望の方はご連絡ください。
場危機管理課 ☎2998-9399

クイズ1

もったいないの心が運を呼ぶ！

ヒロミツ

ヒント・7面 応募方法は15面